

物価高騰対策商品券を配布します

物価高騰に伴う家計負担の緩和対策として、村の全世帯に1万円分の商品券を配布します。

●商品券について

額面 1万円

(500円券20枚つづり)

(使用期間) 9月1日(月)～

令和8年2月28日(土)

(使用店舗) 飛島村商工会にお

いて登録された商品券取扱店

(配布方法) 対象となる世帯の

世帯主へ簡易書留にて郵送

●対象世帯

7月1日(火)時点で村内に住所を有する世帯で、商品券の交付日前日まで引き続き村内に住所を有する世帯

●その他

商品券は8月下旬の交付を予定しています。郵便事情により、配達に1週間程度かかりますので、ご了承ください。

●問合せ先

総務部総務課

飛島村共通商品券発売のご案内

商工会では、村内の商店や飲食店など約50店舗で利用できる、20%のプレミア付「飛島村共通商品券」を今年も発売します。毎年好評につき早々に完売しますので、お早めにお買い求めください。

●発売価格

1冊 10,000円

(額面 12,000円)

2,000冊発行

●発売日時

8月31日(日)販売開始

(受付:午前8時30分～午後5時)

※1人につき1日2万円(2冊)まで購入できます。なお、完売次第、販売を終了します。

●発売場所

飛島村産業会館

●有効期限

令和8年2月28日(土)

●問合せ先

飛島村商工会

☎52-11002

令和8年度事業に対する要望について

本村が実施する事業について地区の総意としての要望を把握し、次年度の事業計画を立案することで、住民ニーズに沿った、効果的な公共事業の推進を図っています。各地区の村事業に対する要望は、9月30日(火)までに地区区長に申し出てください。

なお、村事業の申請は地区の総意としての要望を収集することを目的としており、個人が直接担当課へ要望されても受付できない場合があります。ただし、道路の陥没や防犯灯の破損等、緊急を要する場合や、個別相談については、直接担当課までご連絡ください。

●事業内容

防犯灯新設、ごみ集積場移転および修繕、道路損傷個所の修繕、防護柵・カーブミラー・交通安全灯・道路標識の新設等

●問合せ先

開発部建設課

手当の現況届、所得状況届を提出ください

児童扶養手当、愛知県遺児手当、特別児童扶養手当、在宅重度障害者手当、特別障害者手当、障害児福祉手当を受給されている方は、毎年現況届または所得状況届の提出が必要です。これは、引き続き受給資格を満たしているか等を確認するための大切な手続きです。対象の方には、個別に案内を送付していますので、ご確認ください。

提出がない場合、手当の受給ができなくなりますのでご注意ください。

●提出方法

住民課窓口にて書類の記入や聞き取りをさせていただきます。ご提出いただけます。時間に余裕をもってお越しください。

●必要書類等

送付した案内にてご確認ください。

●問合せ先

民生部住民課



防災行政無線を用いた同報無線の実施

地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、次のとおり情報伝達訓練を行います。この訓練は、全国瞬時警報システム（Jアラート）*を用いた訓練で、本村以外の地域でも様々な手段を用いて情報伝達訓練が行われます。聞き逃した時などには、音声自動応答サービス（以下に、記事を掲載しています）をご利用ください。

●訓練実施日時 8月20日（水） 午前11時ごろ

●訓練で行う放送試験

村内56カ所に設置してある同報無線から、一斉に次のように放送されます。

各家庭の防災ラジオからも同様に放送されますので、この機会に防災ラジオの作動確認もお願いします。

情報伝達手段	放送内容
同報無線 (防災ラジオ)	上りチャイム音 + 「これは、Jアラートのテストです。」×3訓練放送文..... + 下りチャイム音



*Jアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

●問合せ先 総務部総務課

同報無線の内容を 電話で確認できる 音声自動応答サービス

同報無線で放送した内容は、次の番号へお電話いただくことで確認できます。

聞き逃したとき、聞き取りにくかったときなどにご利用ください。

☎ 0800-200-5656

県内の固定電話からのみ利用可能
※通話料は無料です。

☎ 0567-52-1451

携帯電話または県外から利用する場合はこちらをご利用ください。
※通話料がかかります。

※おかけ間違いのないようお願いします。

※混雑時には通話中となる場合がありますので、しばらくしてから再度おかけ直してください。

●問合せ先

総務部総務課



飛島村夜間避難訓練について

広報とびしま6月号でもお知らせしましたが、本年度の防災訓練は、夜間避難訓練の形式で、8月30日（土）午後7時30分に開始を予定しています。

訓練は北拠点避難所、服岡一時避難所、飛島学園（アリーナ）、中央公民館、敬老センターの5箇所で行いますので、ご家庭の避難所とされている方はぜひご参加ください。また、他の避難所については次年度の開催を予定しています。
避難開始は、午後7時30分同報無線等により案内をします。懐中電灯などをご用意のうえ、「非常持出し袋」と広報とびしま6月号または今月号の広報に差込みました「避難所利用者登録カード」を持って避難行動を開始してください。

訓練に限らず避難場所等の確認や非常持出し品の準備など、日頃からの備えをお願いします。なお、地区で自主的に防災訓練を計画される場合は総務部総務課にご相談ください。

●問合せ先

総務部総務課

フリガナの届出について

●氏のフリガナの届出人

原則として戸籍の筆頭者が単独で届出をすることになります。

筆頭者が除籍になっている場合は、その配偶者、その配偶者も除籍されている場合は、その子が届出人になります。

●名のフリガナの届出人

各人が届出人となります。

15歳未満の方の場合は、親権者が届出人となります。

●届出方法

①マイナポータルからオンラインで届出をする、②窓口で届出する、③郵送にて届出する、①～③のうちひとつの方法で届出をしてください。

※フリガナの届書の様式は法務省ホームページからダウンロードしていただくか、民生部住民課の窓口にも用意があります。

★注意★

届け出たフリガナが他の行政手続(年金やパスポート)等で既に行っているフリガナと異なる場合は、変更手続きが必要となる場合があります。

年金に関することは日本年金機構、パスポートに関することは外務省の各ホームページをご確認ください。



●問合せ先

- ・制度全般に関すること…法務省フリーダイヤル ☎0570-05-0310
戸籍の振り仮名制度については法務省HPにも掲載されています。
- ・マイナポータルでフリガナの届出をするときの操作に関して
…マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178
- ・通知・窓口や郵送での届出に関すること…民生部住民課



法務省ホームページ



戸籍にフリガナが記載されます

5月26日に改正戸籍法が施行され、戸籍の記載事項に氏名のフリガナが追加されることになりました。本籍地の市区町村長から、戸籍に記載される予定のフリガナが通知されます。通知のフリガナが正しいときは、届出をしなくても通知のとおり戸籍に記載されます。本村では7月末に発送済です。通知が届いたら、必ず内容を確認してください。



こちらがフリガナの通知の見本です。圧着はがきで通知します。



料金後納郵便

〒160-0033 東京都新宿区西新宿五丁目1-1
新館ファーストタワー 10階

甲野 梅子 様

CA-000001#

【必ず開封してください】
戸籍への振り仮名記載についてのお知らせ

この通知に関してご不明な点がありましたら、法務省ホームページ及び自治体ホームページをご確認ください。お問い合わせされる際には、右上の市区町村管理番号をお知らせください。

<法務省HP>  <当庁HP> 

●法務省お問い合わせ番号
0120-33-3333 受付時間9:00~17:00 (休日・年末年始を除く)

●当庁問い合わせ番号
067-97-3472 受付時間8:30~17:15 (休日・年末年始を除く)

日からゆっくりはがしてご覧ください。

祝展

市区町村管理番号
23427-0000003-000-1/1

戸籍に記載される振り仮名の通知書
愛知県飛島村長

戸籍法の改正により、戸籍に氏名の振り仮名が記載されます。この通知に記載された振り仮名を必ずご確認ください。記載されている振り仮名が誤っている場合には、令和8年5月25日までに、裏面の方法で、必ず正しい振り仮名の届出をしてください。

届出をしなくても、令和8年5月26日以降に、この通知に記載された振り仮名がそのまま戸籍に記載されます。

なお、相違ない場合は届出不要です。

※令和7年5月26日現在のデータにより作成しています。

本籍	東京都新宿区 西新宿五丁目
----	---------------

【氏名の振り仮名】

氏	甲野
氏の振り仮名	コウノ
氏の振り仮名の読み方	甲野 梅子 様のみ

【名の振り仮名】

① 名	梅子
振り仮名	ウメコ
② 名	一郎
振り仮名	イチロウ
③ 名	二郎
振り仮名	ジロウ
④ 名	さくら
振り仮名	サクラ

◆名の振り仮名の届出が可能なのは①～④の方が個別に届出可能です。(未成年者については、親権者からの届出も可能です。)

※右のコードは目の不自由な方のための音声コードです。読み取りには専用のアプリが必要です。(QRコードは「Voiceアプリ」)



通知に書かれているフリガナが異なる場合には…

5月26日から1年以内に限り、氏名のフリガナの届出をすることができます。この届出により、氏名のフリガナが戸籍に記載されることとなります。届出をしない場合は、通知に記載されたフリガナがそのまま戸籍に記載されますので、ご注意ください。

※なお、5月26日から1年以内に届出がなく、通知のとおりに記載されたフリガナは、1度に限り家庭裁判所の許可を得ずに届出をすることで変更できます。

農業を行っている方へ 農業者年金に加入し ませんか

農業者年金は、農業を営む方の老後生活の安定を図るための公的年金です。

●加入要件

- ・国民年金の第1号被保険者であること(厚生年金の方やその配偶者でないこと)
- ・年齢が20歳～65歳未満であること(60歳以上は、国民年金の任意加入被保険者の方)
- ・年間60日以上農業に従事していること

●特徴とメリット

- ・保険料は原則月額2万円から6万7千円の間で、千円単位で決めることができます。
- ・お支払いいただいた保険料は全て社会保険料控除の対象となり、将来受け取る年金も公的年金等控除の対象となります。
- ・生涯にわたって年金を受け取ることができ、万一、80歳までに

お亡くなりになった場合は、80歳までに受けることができる予定であった年金相当額を死亡一時金としてご遺族に支給します。

●問合せ先

開発部経済課

農地の適切な管理を お願いします

農地の管理がされずに雑草が生えてしまうと、病害虫の発生や火災の原因となり、周辺の農地や地域のみならず悪影響をおよぼす恐れがあります。

日ごろから除草、作付けを行うなど、適切な管理をお願いします。また、農地を駐車場や資材置場など農地以外の用途で使用するには農地法に基づく許可が必要です。なお、許可には要件がありますので、事前に経済課までご相談ください。

●問合せ先

開発部経済課

愛知県立農業大学校 令和8年度学生募集

愛知県立農業大学校は、農業後継者や農業の担い手を育成する2年間の専修学校です。広大な施設で実践的な農業を学ぶことができます。Uターン就職希望者も歓迎します。

●農学科 定員100名

●専攻

鉢物・緑花木、切花、作物、果樹、露地野菜、施設野菜、酪農、養豚・養鶏 入試日程等の詳しい情報は、愛知県立農業大学校ホームページから入手できます。



愛知県立農業大学校

●問合せ先

愛知県立農業大学校教育部学務科

☎0564-51-1602

クビアカツヤカミキリに ご注意ください

特定外来生物に指定されているクビアカツヤカミキリの被害が多数報告されています。

クビアカツヤカミキリは繁殖力が非常に強く、幼虫が桜、梅、桃などの幹を食い荒らし、数年で枯らしてしまうほどの被害をもたらします。そのため被害の拡大、周辺地域への拡散を防ぐために、発見した場合はすぐに捕殺、駆除していただきますようお願いいたします。また、クビアカツヤカミキリを飼育・保管、輸入、販売、譲り渡し、野外へ放つことは外来生物法により禁止されています。



クビアカツヤカミキリ

●問合せ先

開発部経済課



福祉医療のご案内

福祉医療受給者証の更新確認をお願いいたします

障害者医療、後期高齢者福祉医療の受給者証をお持ちの方で、有効期限が「令和7年7月31日」と表記されている方に更新書類確認後新しい受給者証を送付しましたので、ご確認ください。

なお、期限が過ぎました受給者証は、ご自宅において破棄していただきますようお願いいたします。

新規申請について

新規申請を希望される方は、民生部住民課までご相談ください。
受給者証は申請がないと発行ができません。

子ども医療

0歳～18歳までの方が医療を受けた場合、医療保険における自己負担額を助成します。

●対象者

0歳～18歳(18歳に達した日の属する年度の末日まで)の方の保護者

※保護者の医療費は助成されません。

母子・父子家庭医療

ひとり親家庭や重度の障害を有する父または母等がいる家庭(ひとり親家庭と同じ扱いになる家庭)で次に掲げる方が医療を受けた場合、医療保険における自己負担額を助成します。

●対象者

- ・ひとり親家庭で18歳以下(18歳に達した日の属する年度の末日まで)の方を扶養する父母等
- ・ひとり親家庭で扶養されている18歳以下(18歳に達した日の属する年度の末日まで)の方
- ・父または母に重度の障害を有する家庭で18歳以下(18歳に達した日の属する年度の末日まで)の方を扶養する父母等
- ・父または母に重度の障害を有する家庭で扶養されている18歳以下(18歳に達した日の属する年度の末日まで)の方

障害者医療・精神障害者医療

心身に障害を有する方が医療を受けた場合、医療保険における自己負担額を助成します。

●対象者

- ・身体障害者手帳1～3級をお持ちの方
- ・身体障害者手帳4級で腎臓機能障害をお持ちの方
- ・身体障害者手帳4～6級で進行性筋萎縮症の方
- ・知能指数50以下の方
- ・自閉症状態と診断されている方
- ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

後期高齢者福祉医療

後期高齢者医療制度の被保険者の方が医療を受けた場合、医療保険における自己負担額を助成します。

●対象者

- ・障害者医療、精神障害者医療、母子・父子家庭医療の要件に当てはまる方
- ・ねたきり、認知症の方で要介護度4または5と認定されていて、生活介護を3か月以上継続して受けている方(所得制限あり。)
- ・独り暮らしで住民税非課税の方(税法上の被扶養者、施設入所者は除く。)

〈後期高齢者医療制度〉

65歳から74歳の方で次の手帳をお持ちの方は後期高齢者医療制度に加入できます。

- ・身体障害者手帳1～3級
- ・身体障害者手帳4級で音声・言語、下肢1・3・4号
- ・療育(愛護)手帳A判定(1・2度)
- ・精神障害者保健福祉手帳1・2級

後期高齢者医療制度に加入できる方で障害者医療、精神障害者医療、母子・父子家庭医療の要件に当てはまる方は、後期高齢者医療制度に加入しないと医療保険における自己負担額は助成されません。

●問合せ先

民生部住民課



国勢調査 2025

令和7年国勢調査を実施します

- 国勢調査は、2025年(令和7年)10月1日現在、日本に住むすべての人と世帯(外国人の方も含む)が対象となります。
- 国勢調査は、5年に一度行われます。
統計法に基づき回答の義務がある大切な調査です。必ずご回答ください。
- 9月下旬から、調査員が各世帯を訪問し、調査書類をお配りします。
- インターネットでの回答が簡単・便利です。
回答は、できる限りインターネットでお願いします。
- 国勢調査の結果は、災害時に必要な物資を備えたり、住みよい街づくりのために利用されるなど、私たちの生活の身近なところに役立てられています。



9月下旬から
調査書類を
お届けします

調査期日

10.1 水

- ・各世帯を訪問する調査員は、非常勤の国家公務員です。もれなく、重複なく調査をおこなうために、訪問時に代表者の氏名をおたずねします。調査員は、その身分を証明する「国勢調査員証」を携帯しています。
- ・国勢調査をよそおった詐欺や不審な調査にご注意ください。
国勢調査では、金銭を要求することはありません。
また、銀行口座の暗証番号やクレジットカード番号をお聞きすることはありません。
- ・調査員をはじめとする国勢調査に従事する者には、統計法によって、個人情報を守るための厳格な守秘義務が課せられており、調査票の記入内容は厳重に守られます。
- ・回答いただいた内容は、統計の作成に関連する目的以外に使用することはありません。

<https://www.kokusei2025.go.jp/>

国勢調査2025

検索



総務省統計局
ホームページ



●問合せ先 総務部企画課